

平成24年度

一宮町まちづくり町民提案事業
募集要項

一宮町

1. まちづくり町民提案事業とは

町民と行政との協働によるまちづくりを進めていくためには、町民の皆様がまちづくりの主体として、町政に積極的に参加していただくことが重要であることから、町ではまちづくりに熱意やアイデアを持つ団体が、自主・主体的に企画実施する公益的な事業（活動）についての助成を平成21年度より開始しました。加えて平成24年度からは、町民ならではの視点や柔軟な発想力で、行政が抱える課題の解決を図るために、町民団体に業務を委託する課題提示型の町民提案事業を開始します。

団体提案型	町民団体が提案し、自主・主体的に企画実施する公益的な事業（活動）に対し補助金を交付します。	補助対象経費のうち、2/3以内、限度額50万円。
課題提示型	行政が課題を提示し、その課題に対して応募のあった町民団体と契約し業務を委託します。	原則として事業に要する経費（対象経費）の全て。限度額 50 万円。

2. 応募出来る団体

応募出来る団体は以下の要件をすべて満たす団体とします。

（１）応募団体の要件

- ア 町内に活動の拠点を有し、自主的に一宮町のまちづくり事業（活動）を行う団体
- イ 3人以上で構成される団体で、その構成員の過半数が一宮町に在住又は在勤であること。
- ウ まちづくり推進団体の登録を受けている団体又はその予定のある団体

（２）応募対象とならない団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とする事業及び団体
- イ 個人の趣味的活動を目的とする事業及び団体
- ウ 当該事業に対し、一宮町及び公共的団体等から他の補助金等を受けている場合
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員が関与している団体

3. 対象となる事業

(1) 対象となる事業は以下とします。

◆団体提案型

・町民団体が提案し、自主・主体的に企画実施する公益的な事業（活動）。

◆課題提示型

・行政からの課題に対し、町民団体が提案し実施する事業（活動）。

○課題1 「道の駅実証実験」【担当課：まちづくり推進課】

・国民宿舎跡地で道の駅実証実験としてマーケットの企画・運営。

○課題2 「観光ボランティアガイド」【担当課：産業観光課】

・観光ボランティアなど町内の名所・史跡などの案内やおもてなしをする観光案内人の企画・運営。

(2) 以下の要件を全て満たす事業であること。

ア 町内で実施される事業であること。

イ 実施する事業（活動）に対して、一宮町及び公共的団体等から他の補助金等を受けていないこと。

ウ 平成25年3月末日までに完了する事業であること。

4. 補助額および委託額について

◆団体提案型

(1) 補助額

・1事業当たり、補助の対象となる経費の2／3以内、限度額50万円とします（千円単位）。

(2) 対象となる経費

ア 事業実施のために雇い上げた人件費（アルバイト含む。）

イ チラシ、ポスター等の作成費や消耗品等

ウ 保険料等（火災・地震等の家屋に係るものは除く。）

エ 講師、専門家の援助に対する謝礼等（1人1回につき上限2万円）

オ 備品購入費（交付決定額の10％以内）

カ その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

(3) 対象とならない経費

- ア 飲食費（ただし、対象となる事業の遂行上直接必要となるものは除く。）
- イ 商品券等の金券の購入代金
- ウ 記念品の購入等の経費
- エ 家賃（敷金、礼金等も含め対象外）
- オ 土地の取得、造成、補償にかかる経費
- カ 団体の経常的な運営に係る経費（事務局経費等）
- キ 領収書等により、補助団体が支払ったことが確認できない経費
- ク その他、事業実施に直接関係のない経費や町長が社会通念上適正でないと認めた経費

(4) 交付回数の限度等

- ア 複数年度の計画であっても、年度単位で補助します。
- イ 同一事業について最大連続3年間提案できます。ただし、毎年度審査を実施します。

◆課題提示型

(1) 委託額

- ・ 委託料は事業実施に必要な経費すべてとし、1事業あたりの上限額は50万円とします。（千円単位）ただし、前記◆団体提案型（3）に該当する経費は、委託料の対象としません。

(2) 委託回数の限度等

- ア 複数年度の計画であっても、年度単位での委託とします。
- イ 課題の内容によりますが、1つの課題で最大連続3年間とします。
また、事業実施の状況、効果により、3年以内であっても課題が変更されることもあります。委託先については、毎年度審査を実施します。

5. 応募方法

- ア 指定様式（企画書、様式第1号）を一宮町まちづくり推進課（役場2階）に提出してください。
- イ 応募様式等は、町ホームページからのダウンロード又は、まちづくり推進課に用意しております。

- ウ 書類内容等の確認があるため、窓口提出のみの取り扱いとさせていただきます。なお、受付の際に簡単なヒアリングをさせていただきます。

6. 応募締切日

平成24年3月30日（金）まで

7. 審査方法

- ア 補助対象事業の選考については、公開（プレゼンテーション）の場において、学識者等で構成する第三者機関「一宮町まちづくり町民提案事業審査委員会」が審査を行います。審査委員会の評価点に応じて採択、補助金額を決定します。
- イ 日程等については、応募締切り後に各団体に通知します。

8. 審査基準

◆団体提案型

主に、以下の点を重視して審査します。

- ア まちづくりに対する熱意
- イ 事業（活動）の自主性・主体性
- ウ 事業（活動）の公益性
- エ 目的、目標、計画の妥当性と期待される効果

◆課題提示型

主に、以下の点を重視して審査します。

- ア まちづくりに対する熱意
- イ 提案募集テーマに対して的確な事業であるか
- ウ 団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか
- エ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか
- オ 課題に対する費用対効果は妥当であるか

9. 提案後の流れ

【4月上旬】事前審査

【4月下旬】「一宮町まちづくり町民提案事業審査委員会」による
審査（公開）

【5月上旬】第2回審査委員会

【5月下旬】採択通知

【6月～ 】各団体事業開始

【1月初旬】中間公開報告会

【3月末 】実績報告書提出（厳守）

※上記予定は変更になる場合がありますのでご了承ください。

10. その他

町民の皆様の様々な活動や視点を活かした事業を自由な発想でご提案ください。

なお、本事業は、当該事業に係る平成24年度予算が成立した場合に実施するものです。

* 問い合わせ先	*
*	*
* 〒299-4396 一宮町一宮2 4 5 7	*
*	*
* 一宮町まちづくり推進課（役場2階）	*
*	*
* 電話 0475（42）2113	*
* FAX 0475（42）2465	*
* メール machi@town.ichinomiya.chiba.jp	*